

事後審査型制限付一般競争入札 入札公告【共通事項】			
1. 入札参加資格	(1)	①	令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること。
	(2)	①	入札説明書に定める入札参加資格をすべて満たすものであること。
	(2)	②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	(2)	③	開札日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
	(2)	④	開札日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
	(3)		入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。
	(4)		入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。
	(5)		入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）の提出の必要がある案件については、本市の指定する期限までに、入札説明書に定める資格審査資料を提出できること。
2. 入札参加手続等	(1)		入札参加申請 入札書の提出をもって入札参加申請とする。
	(2)		入札書の提出等の手続きは紙により行う。
	(3)		入札の辞退 入札書投函後の辞退は認めない。
	(4)		入札予定価格・入札参加者の公表 落札決定後に大阪市ホームページにて公表する。
	(5)		仕様書等の取得方法 公告日以降に大阪市ホームページよりダウンロードするものとする。
	(6)		仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について入札説明書に定める。
	(7)		上記(1)～(6)によらない場合は、入札説明書に定める。
3. 入札の方法等	(1)		入札書の提出及び開札日時・場所は入札説明書に定める。
	(2)		入札参加者がいる場合は、当該入札を取り止める。
	(3)		入札書の提出 ① 入札書は、入札金額、所在地、会社名、氏名等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。 ② 入札書に記載する入札金額は次のとおりとする。ただし、これによらない場合は、入札説明書で別途定めるものとする。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること。 【長期継続契約対象案件の場合】 入札書に記載する金額には、利用期間の総額を記載すること。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 ③ 入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札書の提出を行うこと。 ④ 入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること。 ⑤ 一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。

事後審査型制限付一般競争入札 入札公告【共通事項】	
4. 再度入札	再度入札は行わないものとする。
5. 入札の無効	<p>次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。</p> <p>(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項又は大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第26条第1項各号の一に該当する入札</p> <p>(2) 1に定める入札参加資格を有しない者がした入札</p> <p>(3) 資格審査資料の提出が必要な案件において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札</p> <p>(4) 入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合 ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。 ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。</p> <p>(5) 開札予定日時までに消防局総務部総務課（調達）に所定の入札書錯誤無効届（大阪市ホームページからダウンロードすること）を提出し、本市が錯誤無効と認めた入札</p>
6. 審査順位の公開	<p>落札候補者を決定した場合は、開札場所にて次に掲げる事項を全ての入札参加者に通知する。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（無効の入札をした者を除く）の商号又は名称、審査順位及び入札金額</p> <p>(3) 無効の入札をした入札参加者の商号又は名称</p>
7. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	<p>(1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって全ての審査順位を決定する。</p> <p>(3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。</p> <p>(4) 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。 ① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札参加者に通知するものとする。 ② 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。</p> <p>(5) (3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、入札説明書に定める資格審査資料がある場合は、開札日((4)(2)において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌日(翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ)の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書(落札候補者用)を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。(資格審査資料の提出の必要がない案件についても同期限まで(開札日と同日に落札決定を行うものについては、開札日の午後4時までとする。再度入札となった場合は午後5時までとする。)に限り理由書(落札候補者用)の提出を受付け、大阪市がやむを得ない理由であると認めた場合は当該落札候補者のした入札を無効とし、停止措置は行わないものとする。)</p> <p>(6) (4)(2)の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。</p> <p>(7) 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。</p>

事後審査型制限付一般競争入札 入札公告【共通事項】		
7. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	(8)	開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。 ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。 ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	(9)	落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。
		原則として、落札の決定日は開札日（再度入札の場合は、その開札日）の翌日から起算して、資格審査資料の提出の必要がある案件については、5日（大阪市における執務の休日を除く。）後とし、資格審査資料の提出の必要が無い案件については、開札日当日とする。ただし、これによらない場合は、入札説明書で別途定めるものとする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査を行ったのち決定するものとする。
8. 落札の決定日	(1)	入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額（利用期間が12月末満の場合は、契約金額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
	(2)	契約保証金 契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、契約金額を1年当たりの額に換算した額（利用期間が12月末満の場合は、契約金額））の100分の10以上納付 ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。 ① 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき。 ② 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。 ③ 契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれないと認められるとき。
	(3)	保証人 不要とする
	(1)	提出された資格審査資料等は、入札に関する審査以外に使用しない。
	(2)	契約条項を示す場所 大阪市ホームページ又は契約担当
	(3)	契約書作成の要否 要
	(4)	仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間を遅れる場合がある。
	(5)	入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないよう充分留意すること。
	(6)	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。 ① 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。 ② 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき。
10. その他	(7)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(8)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。